

令和3年度三沢市資格取得支援事業助成金交付要綱

(令和3年4月1日)

(趣旨)

第1条 三沢市は、市内の中小企業の振興と産業の発展を図るため、市内の中小企業者等が取り組む優秀な人材の確保及び育成に関する事業に要する経費について、令和3年度予算の範囲内において、三沢市資格取得支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、三沢市補助金等の交付に関する規則（昭和47年三沢市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象経費及び助成金の額)

第2条 助成金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 資格取得に係る受講料（教材費を含む。）
- (2) 資格取得に係る受験料
- (3) 資格取得に係る登録料
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

2 助成金の額は、助成対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1人につき5万円を上限とする。この場合において、同一事業者に対する助成金の交付は、同一年度につき2人を上限とする。

(助成金の対象となる事業所)

第3条 この要綱による助成金の対象となる事業所は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。ただし、その他の補助金等（教育訓練給付金を除く。）の交付を受けた者については、助成金の交付の対象としない。

- (1) 三沢市内に本店又は支店を有している場合
- (2) 市税等を滞納していない場合
- (3) 事業所で就労する者（以下「就労者」という。）に次条に規定する資格を取得させようとする場合（ただし、当該就労者は、三沢市に住民登録を有する者でなければならない。）

(助成金の対象となる資格)

第4条 助成金の対象となる資格は、教育訓練給付制度において厚生労働大臣

が指定する講座又は講座等の終了をもって取得する国家資格及び事業所の継続・発展するために必要な資格のほか、市長が特に認めた資格とする。

(申請書等)

第5条 規則第4条第1項の規定による申請書は、様式第1号によるものとし、同条第2項の規定により当該申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 当該年度の収支予算書（様式第2号）
- (2) 滞納がないことの証明書
- (3) 対象となる就労者の雇用契約書又は労働条件通知書の写し等雇用状況が確認できるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第6条 規則第5条第1項の規定による助成金の交付の決定の通知は、様式第3号により行うものとする。

(助成金の交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、助成金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条第2項の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）が予定の期間内に完了しない場合又はこれらの遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び事業の遂行状況を掲載した書類を市長に提出してその指示を受けること。
- (2) 助成事業の状況、助成事業の経費の収支、その他助成事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを当該年度の事業終了後から5年間保管しておくこと。
- (3) 助成事業進捗状況の確認、現地調査、書類確認及び助成金交付の効果の検証に係る調査等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
- (4) 助成金を他の用途に使用しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法令その他市長が必要があると認める事項を遵守すること。

(計画変更の承認)

第8条 助成事業について、次に掲げる変更をする場合は、事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(1) 事業主体の変更

(2) 助成事業の中止又は廃止

2 市長は、前項の事業変更（中止・廃止）承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、その承認又は不承認を決定し、様式第5号により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第9条 規則第6条第1項の規定による助成金の交付の申請の取下げは、助成金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日までにこれを行うものとする。

（助成金の請求）

第10条 助成金の請求は、様式第6号により行い、事業終了後に確定通知書の写しを添付して行うものとする。

（助成金の交付の方法）

第11条 助成金の交付の方法は、精算払とする。

（実績報告書等）

第12条 規則第9条の規定による報告は、助成事業の完了の日（助成事業の廃止の承認を受けた場合はその日）から起算して30日を経過した日又は助成金の交付に係る年度の3月31日のいずれか早い期日までに、様式第7号により行うものとし、当該報告に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 収支決算書（様式第2号を準用）

(2) 身分を証明できるものの写し（運転免許証等）

(3) 受験等に要した経費を明らかにする書類

(4) 資格等を取得したことが証明できる書類の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、規則

第10条の規定により、交付すべき助成金の額を確定し、様式第8号により通知するものとする。

（補助金の交付の決定の取消し）

第14条 市長は、補助金の交付を受けた団体又は個人が（以下「団体等」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助の目的以外に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業を行う者が法令に違反する行為を行ったとき。
- (4) この要綱に基づく申請書、報告書等の内容に虚偽があったとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、様式第9号により期限を定め、団体等に対してその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。